

番号	質問	回答
1	<p><b>安全衛生経費について</b></p> <p>工事費内訳書の記載事項の中に「安全衛生経費」という項目がありましたが、これについてはどういった内容の経費を積み上げたものと理解したらよいのでしょうか。</p>	<p>労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドラインに「安全衛生経費」に該当するものが記載されておりますので、ご参照ください。</p> <p>また、全て計上出来ない場合は計上出来る一部を記載いただいてもかまいません。</p>
2	<p><b>対象工事について</b></p> <p>労務費の記載の対象となる工事について、「令和8年3月31日までの入札手続きを開始した工事」とありますが、この「入札開始手続き」とは、参加申請をした段階のことか、入札日のことかどちらになるのでしょうか。</p>	<p>「令和8年3月31日までに入札手続きを開始した工事」とは、令和8年3月31日までに公告した工事のことです。</p> <p>今年度公告をする工事につきましては、労務費等の記載が無い場合でも暫定的に無効としないこととしております。</p>
3	<p><b>費用の算出について</b></p> <p>労務費等の記載について、中部地方整備局発注の工事は、市場単価方式とか標準単価方式がほとんど当てはまるかと思いますが、この場合ほとんどの項目が「一部のみ計上」という表現となるが、そういった認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ほとんどが「一部のみ計上」となるという認識で問題ありません。</p>
4	<p><b>金入り設計書について</b></p> <p>この労務費等の記載の対応以降において、発注者から開示される金入り設計書にて、記載を求められている項目についても発注者の考えが開示されるものと考えてよいでしょうか。</p>	<p>設計書の開示内容は、今までと変わりません。</p>
5	<p><b>費用の算出について</b></p> <p>積算システム上労務費、材料費、以外に外注費（材料・手間）と分けられてしまっている場合はどのように記載したらよいでしょうか？</p>	<p>全て計上出来ない場合は計上出来る一部を記載いただいてもかまいません。</p>